

2022年2月

「学生等の学びを継続するための緊急給付金」二次募集 補足事項

近畿大学 学生部奨学課

標題の緊急給付金につきまして、2021年12月～2022年1月にかけて募集を行いました
が、この度、文部科学省より二次募集の実施が決定されました。
つきましては、下記の通り二次募集を実施いたします。

本給付金は原則として、家庭から自立して生計を立てており、アルバイト収入等で学費を
賄っていること、新型コロナウイルスの影響でその収入が減少していること、既存の支援制
度を活用しても学費の支出が困難であること等が条件です。（詳細は「申請の手引き」p.4
参照）経済的に困窮しており、緊急給付金の受給を希望する者は、下記および「申請の手引
き」を確認の上、提出期限内に申請書類一式を提出してください。

日本学生支援機構への推薦スケジュールが非常にタイトなものとなっているため、短期
間での申請受付となります。申請に必要な書類を確認のうえ、ご提出ください。

記

1. 提出期限：2022年2月18日（金）17時【必着・厳守】

※申込期限を過ぎた場合は、いかなる理由があっても、期限内に申込をした学生との公平性を考慮し、一切受付いたしません。

※郵送にて提出する場合は必ず簡易書留を使用し、封筒表書に「緊急給付金 申請資料
在中」と朱書きしてください。

※窓口受付時間：平日9時～17時

2. 提出先：所属のキャンパス毎で異なります。

[東大阪キャンパスの学生] 学生部奨学課（11月ホール1階）

〒577-8502

大阪府東大阪市小若江3丁目4-1

近畿大学 学生部奨学課 宛

[東大阪キャンパス以外の学生]

所属の学生センターに確認してください。

3. 支給対象者の要件（基準）についての補足

「申請の手引き」p.4 に記載されている①～⑤の要件をすべて満たしていなくても申請は可能です。ただし、要件を多く満たし、書類に不備がない学生を優先的に推薦いたします。

以下、各要件にかかる補足事項です。

要件概要は別に示す「学生等の学びを継続するための緊急給付金」申請の手引きを確認してください。

【①原則として自宅外で生活している】

「自宅外通学の証明」については、日本学生支援機構の基準に準じます。

別に添付する、「自宅外通学要件確認チャート」を参照の上、該当する書類を提出してください。

※申請の手引きには、住民票の写しも可能とありますが、現在の居住状況が明確にならない場合がある為（以前は自宅外通学をしており、既に自宅に戻っているが、住民票の移動をしていない場合など）、基本的には「自宅外通学要件確認チャート」に記載の資料を提出してください。

※「自宅外通学要件確認チャート」を参照する際は「奨学生」を「学生」に読み替えてください。

【②家庭からの多額の仕送りが無い】

学費を保護者が支払っている場合は「家庭からの仕送り額」に学費を含んでください。

【③家庭（両親いずれか）の収入減少等により、家庭からの追加的支援が期待できない】

コロナウイルス感染症対策にかかる公的支援措置とは、持続化給付金や、国税・地方税の納付猶予、家賃支援給付金などです。

それぞれ、申請が認められたと分かる書類（決済日の入った借用書や、決定通知など）のコピーを提出してください。

※2021年1月1日以降の決済日がついている書類を提出してください。

【④アルバイト収入に影響を受けている場合】

給与明細等の提出が難しい場合は、申請書の「3. 申し送り事項」に事情を記載してください。

アルバイト先が休業となったことを申告する場合は、休業始期と休業終期が分かる書

類を提出してください。

※現在1年生であり、2021年4月以降アルバイトを行う予定であったが、コロナウイルスの影響で雇用がなかった場合等も同様に「3. 申し送り事項」に記載してください。

【⑤既存の支援制度について】

既に奨学金に採用され、貸与・給付を受けている学生は、大学側で貸与・給付状態を確認いたします。可能な限り認定書（奨学生証）等を添付してください。

万一、紛失などにより認定書（奨学生証）等を提出できない場合は、添付がなくても問題ありません。

★多子家庭やひとり親世帯など、非課税世帯など考慮すべき家庭事情がある場合

令和3年度の所得証明書を添付してください。所得証明書にて非課税であることや、ひとり親である等の状況が確認できる場合は、選考に踏まえさせていただきます。

4. 採用結果について

【推薦対象となる場合】

対象学生にUNIPAにて通知を行います。

ただし「申請の手引き」にも記載の通り、支給の決定については通知いたしません。

口座への振込をもって、支給決定の通知に代えます。

【推薦保留または対象外となる場合】

対象学生にUNIPAにて通知を行います。

5. 振込口座について

【日本学生支援機構の奨学生（貸与・給付）】

迅速かつ確実に振込を行うため、日本学生支援機構の奨学生（給付・貸与）は、奨学金の振込口座に振り込みを行います。

「【様式1】学生等の学びを継続するための緊急給付金申請書」に別口座を記載しても、日本学生支援機構の振込口座の情報が優先されます。

※やむを得ない理由によって振込口座を変更したい場合

申請書の「2. 振込先情報」に記載の上、「3. 申し送り事項」にその旨を記載し、口座情報の分かる資料のコピーを提出してください。

【日本学生支援機構の奨学生ではない学生】

「【様式1】学生等の学びを継続するための緊急給付金申請書」の「2. 振込先情報」に記載の上、緊急給付金の入金を希望する口座情報が分かる資料のコピーを提出してください。振込口座は、学生本人の名義のものに限ります

6. 振込日について

日本学生支援機構から直接振込が行われます。

大学では振込日を確認することができません。また、大学を通じて日本学生支援機構に振込日を確認することもできません。

送金は大学が推薦してから、支給決定後、2週間程度で行われる予定です。

振込者名義は「ガクセイトウキンキユウキユウフキン」となりますので、通帳記帳などによって確認してください。

7. 申請書の提出締め切りを過ぎての不備書類の訂正・追加提出について

申請者の公平性を考慮して、不備書類追加提出のお願い等は一切受け付けいたしません。

また、本学選考時において書類不備が発覚しても、ご連絡はいたしません。

推薦および入金が確定したが、口座情報に不備があり振込できない場合のみご連絡いたします。

8. 不正へ対応、申請内容に疑義が生じた場合の対応について

学生が偽りまたはその他不正の手段により当該緊急給付金を受給することは、あるまじき行為であり、厳正に対処いたします。

推薦が決定し、入金がされた後であっても、申請内容に疑義が生じた場合は、各個人への確認・照会を行います。場合によっては推薦を取消し、既に入金された緊急給付金を返還いただくこともございます。

9. お問い合わせについて

【東大阪キャンパスの学生】

学生部奨学課 (06) 4307-3064

平日 9時～17時

【東大阪キャンパス以外の学生】

所属の学生センターにお問い合わせください。

以上